

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 中原 淑子
同 吉本 賢二

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、出資団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課	公益財団法人 岡山市ふれあい公社	団体に対する出資者としての指導監督業務
公の施設の 指定管理者監査	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課	クラレテクノ株式会社	西川アイプラザ管理業務
	都市整備局 都市・交通部 交通政策課	サイカパーキング 株式会社	岡山駅東口地下自転車等 駐車場管理業務
	北区役所 地域整備課		

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和3年9月1日から令和3年10月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和3年9月、10月に実施した出資団体等監査に伴い、所管課の令和2年度の事務が、法令等にとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和2年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理について、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和2年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。